

[事案 29-240] 配当金等支払請求

・平成 30 年 1 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

募集時に説明を受けた満期時の受取金額と実際の受取金額が異なっていたことを不服として、その差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 8 月に契約したこども保険（契約①）および医療保険（契約②）について、以下の理由により、設計書に記載された満期時の受取金額と実際の受取金額の差額を支払ってほしい。

- (1) 設計書記載の金額が支払われると思って契約を継続してきた。
- (2) 預かり利率や運用利回りが変動することに関する説明は一切受けていない。
- (3) 設計書に記載されている配当金の説明に基づき、支払われるべき配当金を計算したところ、実際の支払額と大きく異なっている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書記載の金額は、契約時の決算配当率が使用され、配当積立利率がそのまま推移することを仮定した金額であり、配当数値が変動すること、および支払額を保証するものではないことは設計書等に記載されている。
- (2) 申立人において配当金を計算することはできない。
- (3) 配当金に関する情報については、毎年書面にて知らせている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人については退職済であり、連絡が取れず、事情聴取を行うことはできなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載された満期時の受取金額を内容とする契約が成立したと認めることはできず、手書きの説明から募集人は満期時受取総額が確定したものでないことについて配慮しつつ説明を行ったものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。